

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年５月２７日法律第５６号）附則第１１条第１項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和５年１１月３０日

富山市長 藤井 裕久

記

１．協議の場を設けた区域の範囲

富山地域 呉羽地区

２．協議の結果を取りまとめた年月日

令和５年１１月２８日

３．当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数	８４経営体
・認定農業者数	５６経営体 (うち法人 ６経営体)
・認定新規就農者	１４経営体
・集落営農（任意組織）、その他法人	３経営体
・準担い手	１１経営体

４．地域農業の将来のあり方

園芸農家については、生産性の低い老齢樹の計画的な改植を行うとともに、摘心栽培技術の向上や新技術導入による品質・収量の安定化を図り、経営の安定を目指す。後継者を含め、新規就農者の育成に努める。

５．農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手は原則として農地中間管理機構を活用する。